

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年(2014年) 8 月 2 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(町田市防災会議条例の一部改正)

第1条 町田市防災会議条例（昭和38年9月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第5項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

第3条第6項中「35人」を「40人」に改め、同条第7項中「第5項第10号及び第11号」を「第5項第9号から第12号まで」に改める。

(町田市災害対策本部条例の一部改正)

第2条 町田市災害対策本部条例（昭和38年9月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市防災会議条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u></p> <p><u>(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u> (会長及び委員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p>6 前項の委員の総数は、<u>40人以内とする。</u></p> <p>7 <u>第5項第9号から第12号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u></p> <p>8 略</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、<u>次の各号</u>に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u> (会長及び委員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 委員は、<u>次の各号</u>に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 略</u></p> <p>6 前項の委員の総数は、<u>35人以内とする。</u></p> <p>7 <u>第5項第10号及び第11号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u></p> <p>8 略</p>

町田市災害対策本部条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)<u>第23条の2第8項</u>の規定に基づき、町田市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)<u>第23条第7項</u>の規定に基づき、町田市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>